

懲罰規程([別紙1]以下)

加筆 _____ 修正; _____ 削除; _____

現規程	改正案	備考
<p>〔別紙1〕 競技及び競技会における懲罰基準</p> <p>1. 警告</p> <p>1-1. 以下(1)ないし(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下①ないし②号のとおり懲罰を科す。</p> <p>(1) 反則行為 (2) 危険な行為 (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等 (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難 (5) 不正な行為 (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む） (7) 戦略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む） (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為 (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）</p> <p>①繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）：同一競技会において最低1試合の出場停止。 ②同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：同一競技会において最低2試合の出場停止。</p> <p>1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合（内容は同一でなくてもよい）には、規律委員会は以下のとおり懲罰を科す。</p> <p>①1回目の場合：最低1試合の出場停止。 ②繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金。</p> <p>2. 退場</p> <p>以下の2-1(1)ないし(10)号または2-2ないし2-6のいずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつ規律委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。</p> <p>2-1. 以下のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 著しい反則行為 (2) きわめて危険な行為 (3) 乱暴な行為 (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議 (5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱 (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す</p>	<p>〔別紙1〕 競技及び競技会における懲罰基準</p> <p>1. 警告</p> <p>1-1. 以下(1)から(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下①から②号のとおり懲罰を科す。</p> <p>(1) 反則行為 (2) 危険な行為 (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等 (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難 (5) 不正な行為 (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む） (7) 戦略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む） (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為 (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）</p> <p>①繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）：同一競技会において最低1試合の出場停止。 ②同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：同一競技会において最低2試合の出場停止。</p> <p>1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合（内容は同一でなくてもよい）には、規律委員会は以下のとおり懲罰を科す。</p> <p>①1回目の場合：最低1試合の出場停止。 ②繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2. 退場</p> <p>以下の2-1(1)から(10)号又は2-2から2-6のいずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつ規律委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。</p> <p>2-1. 以下のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 著しい反則行為 (2) きわめて危険な行為 (3) 乱暴な行為 (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議 (5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱 (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

<p>(7) きわめて反スポーツ的な行為 (8) 戦略的な行為を繰り返す（1-1. (7)号参照） (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為 (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（1-1. (9)号参照）</p> <p>① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。 ② 繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低2試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-2. <u>他の選手、監督、コーチ、役員、職員その他競技に立ち会っている関係者（以下、「選手等」という）に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為</u> ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-3. <u>選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）</u> ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止及び罰金。</p> <p>2-4. <u>主審及び副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為</u> ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止。 ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-5. <u>主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為</u> ① 1回目の場合：最低4試合の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-6. <u>主審及び副審に対する暴行・脅迫</u> ① 1回目の場合：最低12か月の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：無期限の出場停止。</p> <p style="text-align: center;"><新規></p> <p>3. その他の違反行為</p> <p>3-1. <u>以下の(1)ないし(3)号のいずれかに該当する場合には、規律委員会は以下①号以下に定めるところにより懲罰を科す。</u> (1) チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合を放棄する場合 (2) 試合中又は試合終了後の、競技場内における騒乱（観衆による競技場乱入、爆竹、花火、ロケット花火等の投入、その他の事件。） (3) チームによる著しい違反行為</p> <p>---[チームに対する懲罰]---</p> <p>① 戒告 ② 譴責 ③ 罰金 ④ 没収</p>	<p>(7) きわめて反スポーツ的な行為 (8) 戦略的な行為を繰り返す（1-1. (7)号参照） (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為 (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（1-1. (9)号参照）</p> <p>① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。 ② 繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低2試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-2. <u>選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為</u> ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-3. <u>選手等に対してつばを吐きかける行為</u> ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止及び罰金。</p> <p>2-4. <u>主審及び副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為</u> ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止。 ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-5. <u>主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為</u> ① 1回目の場合：最低4試合の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止及び罰金。</p> <p>2-6. <u>主審及び副審に対する暴行・脅迫</u> ① 1回目の場合：最低6か月の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止及び罰金。</p> <p>2-7. <u>主審及び副審に対してつばを吐きかける行為</u> ① 1回目の場合：最低12か月の出場停止及び罰金。 ② 繰り返した場合：無期限の出場停止。</p> <p>3. その他の違反行為</p> <p>3-1-1. <u>試合放棄</u> ① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して当該試合の没収処分及び最低2試合の出場停止処分を科す。ただし、Jリーグについては、Jリーグの規約による。 ② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする。</p> <p>3-1-2. <u>選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為</u> ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止</p>	<p>→ FIFA規則に合わせる(FIFA規則48条1項d及びe) ※「喧嘩・乱闘」については3-1-3へ移動</p> <p>→ FIFA規則に合わせる(FIFA規則49条1項b)</p> <p>→ FIFA規則に合わせる(FIFA規則49条1項c)</p> <p>→ 「3. その他の違反行為」についての変更 ※現行では、「試合放棄」「騒乱」について、具体的な懲罰が定義されていないためこれを規定する。 (1)「試合放棄」⇒ FIFA規則(FIFA規則(56条及び146条))を考慮し、チームに対する「試合の没収処分」と「最低2試合の出場停止処分」とする (2)「騒乱」⇒ 「騒乱」は3-6にて処理するものとし、本条からは削除する</p> <p>→ 「器物破損行為」を追加する(FIFA規則には無いが、要望があったため)</p>
---	---	---

- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- ⑦ 得点又は勝ち点の減点又は無効
- ⑧ 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
- ⑨ 観衆のいない試合の開催
- ⑩ 中立地における試合の開催
- ⑪ 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- ⑫ 下位ディビジョンへの降格
- ⑬ 除名

[選手等に対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 没収
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- ⑦ 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
- ⑧ 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- ⑨ 除名

[競技会開催の責任を負う加盟団体に対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部停止
- ⑤ 除名

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰則：処分決定日から1ヶ月の出場停止

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

出場させた者：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

出場した選手（本協会の登録選手の場合のみ）：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

チーム：得点を3対0として負け試合扱いとする（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）。なお、得点又は勝ち点の減点又は無効処分については、年度当初の競技会規程で別途定めることができる。

②繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金

3-1-3 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことを行おうとした者は懲罰を受けない。

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰則：処分決定日から1ヶ月の出場停止

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

出場させた者：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

出場した選手（本協会の登録選手の場合のみ）：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

チーム：得点を3対0として負け試合扱いとする（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）。なお、得点又は勝ち点の減点又は無効処分については、年度当初の競技会規程で別途定めることができる。

→ FIFA 規則に合わせて追加（FIFA 規則 50 条）

<p>3-4. チームによる違反行為</p> <p>① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場（又は退席）処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。</p> <p>② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。</p> <p>③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。</p> <p>(1) Jリーグディビジョン1の場合：金50万円</p> <p>(2) Jリーグディビジョン2の場合：金25万円</p> <p>4. 罰金</p> <p>4-1. 選手等に対する罰金</p> <p>(1) Jリーグディビジョン1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円</p> <p>(2) Jリーグディビジョン2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円</p> <p>(3) JFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）</p> <p>(4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）</p>	<p>3-4. チームによる違反行為</p> <p>① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場（又は退席）処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。</p> <p>② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。</p> <p>③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。</p> <p>(1) Jリーグディビジョン1の場合：金50万円</p> <p>(2) Jリーグディビジョン2及び3の場合：金25万円</p> <p>3-5. 差別</p> <p><u>人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲罰を科すものとする。但し、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。</u></p> <p><u>(1) 違反者が選手等（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分及び10万円以上の罰金を科す。</u></p> <p><u>(2) 同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分（初回の違反は3点、二度目の違反は6点）を科す。さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。</u></p> <p><u>(3) 違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、又は競技会の資格剥奪などの追加的な懲罰を科す。</u></p> <p><u>(4) 違反者が観客（サポーターを含む）の場合は、最低2年間、スタジアムへの入場を禁止される。</u></p> <p>3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為</p> <p><u>本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が基本規程及び本規程の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。ただし、都道府県協会等の規律委員会が本規定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。</u></p> <p>4. 罰金</p> <p>4-1. 選手等に対する罰金</p> <p><u>本規程に特段の定めのない限り、選手等に対する罰金は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) Jリーグディビジョン1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円</p> <p>(2) Jリーグディビジョン2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円</p> <p>(3) <u>Jリーグディビジョン3及びJFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）</u></p> <p>(4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）</p>	<p>→J3を追加</p> <p><u>「差別」に関する条項</u></p> <p>3-5⇒ 新規追加</p> <p>※「差別」に関する条項について、FIFA規則に合わせて追加</p> <p><u>「チームによる著しい違反行為」</u></p> <p><現行の問題点></p> <p>1. 現行の3-1(3)「チームによる著しい違反行為」について、「あらゆる懲罰が可能」と定義されており、拡大適用による過度の懲罰の適用（濫用）が可能となっている。</p> <p>2. 現行ではチームのみが懲罰の対象となっている。</p> <p style="text-align: center;">↓↓</p> <p>✓ 対象者に「選手等」を加えた上で、違反行為を「規程に記載がないが規程の趣旨に明らかに反する行為」と定義する</p> <p>✓ さらに、過度な適用（濫用）を防止するため、当該条項の適用時にJFA規律委員会委員長の許可を要するよう変更する</p> <p>← 新規追加の差別禁止条項（3-5）に、具体的な金額の規定が為される。これは本規程の対象外とする必要があるため、追加</p> <p>←J3を追加</p>
---	--	--

4-2. 加盟チームに対する罰金

Jリーグの加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。

〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則

〔6ヶ月以上の懲罰を科す場合の運用について〕

第1条 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟およびJリーグ（以下本条において「都道府県協会等」という。）の規律委員会は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。

- 2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、「下位ディビジョンへの降格」または「除名」（基本規程213条3項各号参照）については、都道府県サッカー協会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に連絡した上で、本協会が決定するものとする。
3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

〔警告の累積による出場停止試合数〕

第2条 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。

- (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：
警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
(2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：
警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
(3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：
警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

- 2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会のみにも適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。

〔出場停止処分の適用範囲〕

第3条 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。

- 2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。

4-2. 加盟チームに対する罰金

Jリーグの加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。

〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則

〔6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について〕

第1条 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下本条において「都道府県協会等」という。）の規律委員会は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。

- 2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又は公的職務の停止・禁止・解任」、「罰金」、「没収」、「下位ディビジョンへの降格」、「除名」又は「懲罰効果において実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」（基本規程202条及び本規程第3条参照）については、都道府県サッカー協会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

〔警告の累積による出場停止試合数〕

第2条 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。

- (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：
警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
(2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：
警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
(3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：
警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

- 2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会（大会規程等により同一競技会とみなされるものを含む。以下同じ）のみにも適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。

〔出場停止処分の適用範囲〕

第3条 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。

- 2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。

新規追加の差別禁止の条項（[別紙1]3-5）では、全てのチームが罰金の対象となる

※ 司法の独立に伴う変更

「警告の累積」による出場停止処分については、変更しない。

- ✓ 同一大会にて消化
✓ 大会の終了とともに出場停止は消失

「同一競技会」を定義する

<p>〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕</p> <p>第4条 <u>退場による公式試合の出場停止処分を受けた選手等は、出場停止処分を受けたチームが出場する直近の、日本サッカー協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合において、その処分を消化するものとする。</u> <u>ただし、処분이複数の試合にまたがる場合は、順次その次の試合において消化する。</u></p> <p>〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕</p> <p>第5条 警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。</p> <p>〔選手の移籍に伴う出場停止の消化〕</p> <p>第6条 出場停止処分が未消化の状態でのチームへ移籍(学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合を含む)した選手については、移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。</p> <p>〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕</p> <p>第7条 第4条の規定にかかわらず、出場停止処分の消化に関するJリーグにおける取扱いについては、別途Jリーグが定めるところによる。</p> <p>〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕</p> <p>第8条 <u>選手等が、退場による公式試合の出場停止処分を受けたチームでその処分を消化し切れないうまま、処分を受けたチーム以外のチームにおいて試合に出場しようとする場合には、未消化分の試合数については引続き出場停止の効力が残存するものとする。</u> <u>ただし、退場による公式試合の出場停止処分が1試合の場合は、未消化であっても処分の効力は消滅し処分を受けたチーム以外のチームの試合に出場するこ</u></p>	<p>〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕</p> <p>第4条 <u>退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処분이複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。</u></p> <p>〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕</p> <p>第5条 警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。</p> <p>〔同一競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕</p> <p>第6条 1. <u>第4条による出場停止処分が、同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。</u> 2. <u>前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。</u> 3. <u>第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。</u></p> <p>〔選手の移籍に伴う出場停止の消化〕</p> <p>第7条 出場停止処分が未消化の状態でのチームへ移籍(学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合を含む)した選手については、移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。 2. <u>前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等、その移籍元チーム及び移籍先チームが連帯して責任を負うものとする。</u> 3. <u>第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等に加え、その移籍元チーム若しくは移籍先チーム、又はその双方に対し本規程に従い懲罰を科すものとする。</u></p> <p>〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕</p> <p>第8条 第4条の規定にかかわらず、出場停止処分の消化に関するJリーグにおける取扱いについては、別途Jリーグが定めるところによる。</p> <p>〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕</p> <p>第9条 <u>選手等が、複数のチーム(選抜チームや年齢制限付チーム等)にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は同一競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。</u></p>	<p><u>退場(レッドカード)による出場停止についても同一大会のみにて適用される、と変更する。</u></p> <p><残存処分の持ち越しに関する条項></p> <p>✓ (大会の終了、大会からの敗退等により)、当該大会内にて出場停止処分を消化しきれなかった場合、その処分は、次の「公式試合」に適用されることとする</p> <p>✓ 大会間の出場停止持ち越しの情報伝達についての責任の所在を明確にする(大会運営側ではなく、処分者本人及びそのチームが責任をもって、処分の存否を知らせていくようにする)</p> <p>修正</p> <p>「移籍」に際しての伝達の責任の所在についても、上記6条同様に、規定する。</p> <p>複数チームでの出場に関する出場停止処分の消化についても、上記の原則(同一大会内で消化)を適用し、運用を簡素化する。</p>
---	---	---

とができる。

<処分消化事例一覧>

▼：退場による公式試合の出場停止

× 1：処分消化1試合目 × 2：処分消化2試合目 ○：試合出場

所属(登録)チーム	▼(1試合)		× 1	○				
選抜チーム		○						

※選抜チームで処分を受けた場合も同様

所属(登録)チーム	▼(2試合)				× 1	× 2	○	
選抜チーム		× 1	× 2	○				

所属(登録)チーム	▼(2試合)	× 1			× 2	○		
選抜チーム			× 2	○				

所属(登録)チーム					○			
選抜チーム	▼(2試合)	× 1	× 2	○				

J (トップ)	▼(2試合)			× 1			× 2	○
J (サテライト)		× 1			○			
J (ユース)			× 2			○		

〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

第9条 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。

2. 試合が一方または両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合または没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分の効力については次のとおりとする。

(1) 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。

(2) 再試合を実施しない場合および没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処分を有効とする。

3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合または没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合または没収試合となったことにつき責に帰すべきチームおよび選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

~~〔競技会終了時に未消化となった懲罰の管理〕~~

~~第10条 競技会で消化しきれなかった懲罰について、以下の流れに従って実施、管理する。~~

〔削除〕

〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

第10条 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能又は中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。

2. 試合が一方又は両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分の効力については次のとおりとする。

(1) 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。

(2) 再試合を実施しない場合及び没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処分を有効とする。

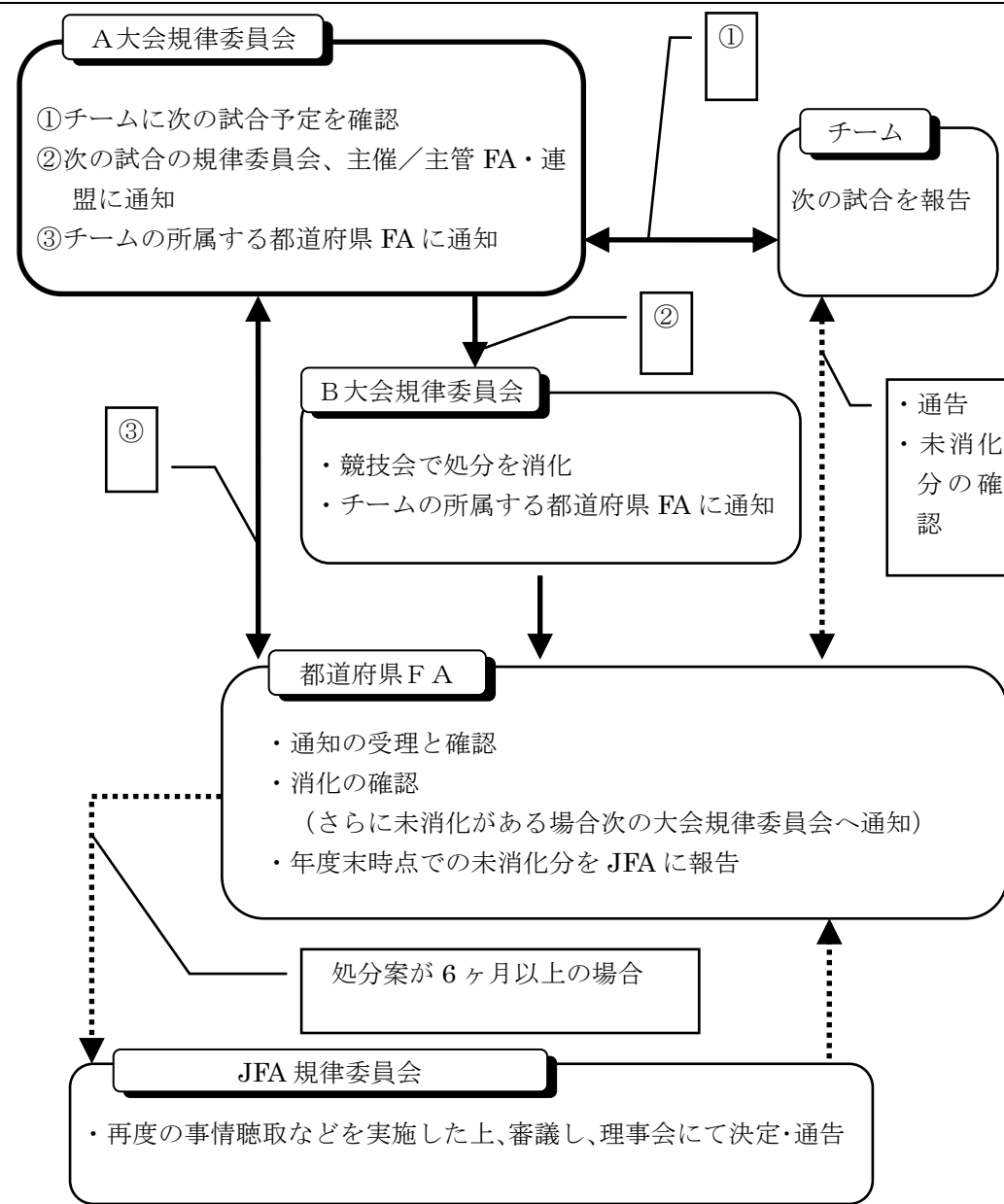
3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合又は没収試合となったことにつき責に帰すべきチーム及び選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

~~〔競技会終了時に未消化となった懲罰の管理〕~~

~~第10条 競技会で消化しきれなかった懲罰について、以下の流れに従って実施、管理する。~~

上記の「複数チームでの出場に関する出場停止処分の消化」の簡素化に伴い、左記表は不要となる ⇒ 削除

変更なし



〔競技規則と懲罰基準の関係〕

第11条 競技規則及び懲罰基準については、下表に従い、読み替えて運用する。

競技規則と懲罰基準（JFA基本規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準）の対比

〔警告〕 2004. 6. 20 訂正

競技規則	懲罰基準
1 反スポーツ的行為を犯す	1-1 (5) 不正な行為
	1-1 (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
	1-1 (7) 策略的な行為（露骨なハンド等）
	1-1 (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）
2 言葉または行動によって異議を示す	1-1 (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
	1-1 (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
3 繰り返し競技規則に違反する	1-1 (1) 反則行為

〔削除〕

〔競技規則と懲罰基準の関係〕

第10条 競技規則及び懲罰基準については、下表に従い、読み替えて運用する。

競技規則と懲罰基準（JFA基本規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準）の対比

〔警告〕 2004. 6. 20 訂正

競技規則	懲罰基準
1 反スポーツ的行為を犯す	1-1 (5) 不正な行為
	1-1 (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
	1-1 (7) 策略的な行為（露骨なハンド等）
	1-1 (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）
2 言葉又は行動によって異議を示す	1-1 (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
	1-1 (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
3 繰り返し競技規則に違反する	1-1 (1) 反則行為

以下の2つの理由から、左図は不要となるため削除

- ✓ 上記第5条2項により、大会間の出場停止処分の持ち越しに関する情報伝達の責任は「処分者本人及びそのチーム」が負うものとなる。
- ✓ また、左図は、出場停止処分が大会に関係がなく次の試合にて消化される現行ルールに基づくことを前提とした「各組織間の伝達ルート」を図解したものである

4	プレーの再開を遅らせる	1-1 (7)	戦略的な行為 (時間稼ぎ等)
5	コーナーキック、またはフリーキックでプレーを再開するとき、規定の距離を守らない	1-1 (7)	戦略的な行為 (時間稼ぎ等)
6	主審の承認を得ずに意図的にフィールドに入る、または復帰する	1-1 (8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
7	主審の承認を得ずに意図的にフィールドから離れる	1-1 (8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
※	ラフプレー (上記7項目に加え審判報告書の警告理由に加えられている)	1-1 (2)	危険な行為

[退場]

2004. 6. 20

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを犯す	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
2	乱暴な行為を犯す	2-1(3) 乱暴な行為	最低 1 試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合および罰金
		2-5 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低 4 試合および罰金
		2-3 選手等に対する著しい暴行・脅迫 (乱闘、喧嘩等を含む)	最低 6 試合および罰金
		2-6 主審および副審に対する暴行・脅迫	最低 12ヶ月および罰金
3	相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける	2-1(3) 乱暴な行為	最低 1 試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合および罰金
		2-3 選手等に対する著しい暴行・脅迫 (乱闘、喧嘩等を含む)	最低 6 試合および罰金
		2-6 主審および副審に対する暴行・脅迫	最低 12ヶ月および罰金
4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
5	フリーキックあるいはペナルティキックとなる違反で、ゴールに向かって相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1(5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
		2-4 主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為	最低 2 試合
7	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	2-1(6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	最低 1 試合

4	プレーの再開を遅らせる	1-1 (7)	戦略的な行為 (時間稼ぎ等)
5	コーナーキック、又はフリーキックでプレーを再開するとき、規定の距離を守らない	1-1 (7)	戦略的な行為 (時間稼ぎ等)
6	主審の承認を得ずに意図的にフィールドに入る、又は復帰する	1-1 (8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
7	主審の承認を得ずに意図的にフィールドから離れる	1-1 (8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
※	ラフプレー (上記7項目に加え審判報告書の警告理由に加えられている)	1-1 (2)	危険な行為

[退場]

2004. 6. 20

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを犯す	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
2	乱暴な行為を犯す	2-1(3) 乱暴な行為	最低 1 試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合及び罰金
		2-5 主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低 4 試合及び罰金
		2-3 選手等に対する著しい暴行・脅迫 (乱闘、喧嘩等を含む)	最低 6 試合及び罰金
		2-6 主審及び副審に対する暴行・脅迫	最低 6ヶ月及び罰金
3	相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける	2-1(3) 乱暴な行為	最低 1 試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合および罰金
		2-3 選手等に対してつばを吐きかける行為	最低 6 試合及び罰金
		2-7 主審及び副審に対してつばを吐きかける行為	最低 12ヶ月及び罰金
4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
5	フリーキックあるいはペナルティキックとなる違反で、ゴールに向かって相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1(5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
		2-4 主審及び副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低 2 試合
7	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	2-1(6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	最低 1 試合

←上記 [別紙 1] 2-6 の変更を受け変更

←上記 [別紙 1] 2-3 の変更を受け変更

←上記 [別紙 1] 2-6 の変更を受け変更

(参考資料) 事情聴取での必要な情報

1. 大会名等
 - ・ X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、a 対 f
2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
 - ・ 1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃
 - ・ X県総合競技場、芝生(一部はげ)、前日の雨により滑りやすかった
3. 案件に関わった人の名前、所属等
 - ・ 主審: R(チームr、3級)、副審: S(チームr、4級)、T(チームr、3級)
 - ・ A選手(チームa)、F選手(チームf)
 - ・ 会場責任者(等の客観的第三者): M(X県P地区社会人連盟事務局)
4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
 - ・ 主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項)に詳細に記入して報告しなければならない)
5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
 - ・ 詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する)
 - ・ 案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった)
 - ・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい
6. 事情聴取を実施した日付等
 - ・ 事情聴取担当者: N(X県規律委員長)、O(同委員)、P(同委員、P地区規律委員長)
7. 事情聴取の結果
 - ・ 客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれで意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する
 - ・ 「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する
 - ・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する
8. 処分案
 - ・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本委員会に即刻報告し、日本協会理事会が最終決定を行う
 - ・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する
9. その他の特記事項
 - ・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

(参考資料1) 事情聴取での必要な情報

1. 大会名等
 - ・ X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、a 対 f
2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
 - ・ 1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃
 - ・ X県総合競技場、芝生(一部はげ)、前日の雨により滑りやすかった
3. 案件に関わった人の名前、所属等
 - ・ 主審: R(チームr、3級)、副審: S(チームr、4級)、T(チームr、3級)
 - ・ A選手(チームa)、F選手(チームf)
 - ・ 会場責任者(等の客観的第三者): M(X県P地区社会人連盟事務局)
4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
 - ・ 主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項)に詳細に記入して報告しなければならない)
5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
 - ・ 詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する)
 - ・ 案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった)
 - ・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい
6. 事情聴取を実施した日付等
 - ・ 事情聴取担当者: N(X県規律委員長)、O(同委員)、P(同委員、P地区規律委員長)
7. 事情聴取の結果
 - ・ 客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれで意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する
 - ・ 「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する
 - ・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する
8. 処分案
 - ・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本委員会に即刻報告し、日本協会の規律委員会又は裁定委員会が最終決定を行う
 - ・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する
9. その他の特記事項
 - ・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

(参考資料2) 不服申立手続きに関する書類の送付先

<本規程第35条 関連>

【不服申立を行う場合の不服申立書及び理由書の送付先】

〒113-8311

東京都文京区本郷サッカー通り(3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会事務局

FAX: 03-3830-2005

※郵送(必着)又はFAXにて送付のこと

司法の独立に伴う変更

不服申立に関する書類の送付先について記載